

スポーツにおける
ドーピングの防止に関する
ガイドライン

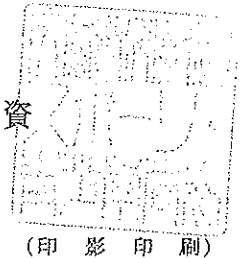
平成19年5月9日

文部科学省

19文科ス第55号
平成19年5月9日

各競技を統括するスポーツ団体等の長 殿

文部科学省スポーツ・青少年局長
樋口修資



「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン」
の策定について（通知）

スポーツにおけるドーピングの防止については、平成17年10月第33回国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）総会において「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」（以下「規約」という。）が採択され、平成19年2月1日に発効するなど、国際レベルにおけるドーピング防止の取組が一段と進展しています。

我が国においても、平成18年12月27日に規約を締結したところであり、我が国におけるドーピング防止活動の一層の推進を図るため、文部科学省において、別添のとおり「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン」を策定しました。

については、本ガイドラインの内容等を十分御理解の上、ドーピング防止に向けた一層の取組をお願いします。

<担当>

文部科学省スポーツ・青少年局

競技スポーツ課アンチ・ドーピング推進室

電話 03-5253-4111（内2018）

目 次

はじめに	1
第Ⅰ章 国内におけるドーピング防止活動の実施	
1. 目的	1
2. 定義	1
3. ドーピング防止活動の推進体制	4
4. ドーピング・コントロール活動の実施	4
5. ドーピング防止に関する教育及び研修	6
第Ⅱ章 国内におけるドーピング防止活動の推進に資する取組	
1. プロスポーツ団体のドーピング防止に関する取組	7
2. ドーピング防止に関する研究	7
3. ドーピング防止活動における国際協力	8

はじめに

平成17年10月第33回国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）総会において採択された、「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」（以下「規約」という。）が平成19年2月1日に発効するなど、国際レベルにおけるドーピング防止の取組が一段と進展している。

我が国においても、平成18年12月27日に規約を締結したところであり、規約が発効したことを受け、今後、我が国におけるドーピング防止活動の一層の推進を図るため、文部科学省において本ガイドラインを策定し、広く公に示すものである。

国内ドーピング防止機関及びスポーツ団体は、本ガイドラインに沿って、ドーピング防止活動を実施するとともに、文部科学省においては、厚生労働省等と連携・協力し、我が国におけるドーピング防止活動が円滑に実施されるよう必要な支援を講じていくこととする。

なお、本ガイドラインは、規約の改正や国内外の状況に応じ、適宜見直しを行うものとする。

第I章 国内におけるドーピング防止活動の実施

1. 目的

本ガイドラインは、我が国におけるドーピング防止活動に関し、国内ドーピング防止機関及びスポーツ団体によるスポーツにおけるドーピングの撲滅に向けた取組の適切な実施を図ることを目的とする。

2. 定義

このガイドラインにおける定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「世界ドーピング防止機構」（以下「WADA」という。）とは、1999年11月10日にスイスの法令に基づいて設立された当該名称の法人をいう。
- (2) 「WADA規程」とは、WADAが2003年3月5日にコペンハーゲンで採択した「世界ドーピング防止規程」をいう。
- (3) 「禁止表」とは、WADAが承認する禁止物質及び禁止方法を特定した表をいう。
- (4) 「禁止物質」とは、禁止表に掲げる物質をいう。

- (5) 「禁止方法」とは、禁止表に掲げる方法をいう。
- (6) 「使用」とは、禁止物質を塗布、服用、注入その他手段を問わず摂取すること又は禁止方法を行うことをいう。
- (7) 「治療目的使用に係る除外措置の付与に関する基準」とは、WADAが承認する禁止物質及び禁止方法の治療を目的とした使用に係る除外措置の基準をいう。
- (8) 「治療目的使用に係る除外措置」(以下「TUE」という。)とは、治療目的使用に係る除外措置の付与に関する基準に従って認められる除外措置をいう。
- (9) 「検査に関する国際基準」とは、WADAが承認する検査に関する手続き等を定めた基準をいう。
- (10) 「ドーピング・コントロール」とは、検査の企画・立案、検体の採取及び取扱い、認定試験所への検体の輸送、認定試験所での分析、分析結果の管理、聴聞会並びに不服申立てを含む過程をいう。
- (11) スポーツにおける「ドーピング防止規則に対する違反」(以下「ドーピング違反」という。)とは、次の項目いずれかに該当するものをいう。
- (a) 競技者の生体から採取した検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ―が存在すること。
 - (b) 禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又は使用を企てること。
 - (c) ドーピング防止規則において定められた通告を受けた後に、検体の採取を拒否し、若しくはやむを得ない理由によることなく検体の採取を行わず、又はその他の手段で検体の採取を回避すること。
 - (d) 競技者が競技会外検査に関する要件に違反すること(要求される居場所情報を提出しないこと、適切な規則に従って通告された検査を受けないこと等)。
 - (e) ドーピング・コントロールの一部を不当に改変すること又は不当な改変を企てること。
 - (f) 禁止物質又は禁止方法を保有すること。
 - (g) 禁止物質又は禁止方法の不正取引を行うこと。
 - (h) 競技者に対する禁止物質の投与、禁止方法の使用若しくはそれらの行為を企てること又は支援、奨励、援助、示唆、隠ぺいその他のドーピング防止規則に違反する共同行為を行うこと若しくは共同行為を企てること。

- (12) 「日本ドーピング防止規律パネル」(以下「規律パネル」という。)とは、財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)がドーピング違反があったと主張した場合に、聴聞会を開催し、違反していたか否かを判断するとともに、違反が発生していた場合、資格停止等の制裁を決定する権限を有する組織をいう。
- (13) 「聴聞会」とは、規律パネルがドーピング違反が疑われる者全てに対して、書面又は口頭で意見を述べる機会を与えるために実施する手続きをいう。
- (14) 「認定ドーピング・コントロール試験所」(以下「認定試験所」という。)とは、検体の分析を行う能力を有するものとしてWADAによって認定された試験所をいう。
- (15) 「検査」とは、ドーピング・コントロール過程のうち、検査の企画・立案、検体の採取及び取扱い並びに認定試験所への検体の輸送をいう。
- (16) 「無通告」とは、競技者に予告なしに実施され、かつ、検査の通告の時から検体の提供までの間、競技者に対して継続して付添人を付けることをいう。
- (17) 「ドーピング防止機関」とは、ドーピング・コントロール過程を開始、実施、又は執行するための規則の採択について責任を有する機関をいう。
- (18) 「国内ドーピング防止機関」とは、国内レベルにおいて、(17)の権限・責任を有する団体をいう。
- (19) 「競技会検査」とは、原則として、特定の競技会において競技者が検査対象として選定される検査をいう。
- (20) 「競技会外検査」とは、競技会検査以外の検査をいう。
- (21) 「競技者」とは、国内ドーピング防止機関が国際的又は国内的な規模のスポーツ競技大会を定義し、かつ、文部科学省がそれを承認したものに参加するすべての者をいう。ただし、ドーピングに係る教育及び研修においては、スポーツ団体の権限の下においてスポーツに参加する者をいう。
- (22) 「競技者支援要員」とは、競技会に参加し、又はそのための準備を行う競技者と共に行動し、又は治療を行う指導者、トレーナー、監督、代理人、スポーツ団体、大会役員、医師又は医療関係者などをいう。
- (23) 「スポーツ団体」とは、スポーツを行う競技会において決定機関として機能する団体又はそれら団体を統括する団体をいう。

(24) 「助成金交付団体等」とは、国内ドーピング防止機関及びスポーツ団体に対して、財政支援及びその他の支援を行う者（独立行政法人、公益法人、地方公共団体等）をいう。

(25) 「競技会」とは、個人競技、団体競技、対戦競技などの形式により行われるスポーツ大会をいう。

3. ドーピング防止活動の推進体制

(1) 国内ドーピング防止機関の指定等

文部科学省は、我が国における国内ドーピング防止機関として、JADAを指定する。

JADAは、WADA規程に従って国内ドーピング防止規則を定め、当該規則にのっとり、ドーピング防止活動を行う。

なお、スポーツ団体は、国内ドーピング防止規則を遵守するとともに、JADAの活動に協力し、ドーピング防止活動の推進に努めるものとする。

文部科学省は、JADAが実施するドーピング防止活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(2) JADA及びスポーツ団体の基本姿勢

JADA及びスポーツ団体は、本章4.及び5.に掲げるドーピング防止活動の実施にあたって、WADA規程、禁止表、TUEの付与に関する基準、検査に関する国際基準、国際競技連盟等がWADA規程に加えて定める規程及び国内法令等を遵守し、我が国におけるドーピング防止活動の一層の推進に努める。

今後、新たに国際基準等が策定された場合についても、同様とする。

4. ドーピング・コントロール活動の実施

(1) ドーピング検査活動の実施

ドーピング検査は、競技会検査と競技会外検査とする。

JADAは、スポーツ団体が主催する日本選手権などの主要競技大会や国民体育大会など競技会検査を実施する大会を指定する。

JADA及びスポーツ団体は、以下の点に留意して、ドーピング検査活動を実施す

る。

- (a) 競技会検査及び競技会外検査において、無通告によるドーピング検査を実施することが必要であること。
- (b) 上記検査の実施にあたって、他国のドーピング・コントロールチームが、これを行う場合には、当該ドーピング・コントロールチームによる競技者への検査が円滑に行われるよう努めるべきであること。
- (c) JADAによる競技会外検査が円滑に実施されるよう、スポーツ団体においては、ドーピング防止規則に基づく居場所情報の提出義務の履行を競技者に対して徹底すべきであること。
- (d) (a)～(c)の実施にあたって、JADAは、あらかじめ検査に関する手続きを定め、これをスポーツ団体に対して周知すること。

JADAは、スポーツ団体及びドーピング防止機関が、認定試験所（他国の認定試験所を含む。）を利用する場合には、利用の便宜が図られるよう必要な協力を行う。

(2) 禁止物質及び禁止方法の入手及び使用の制限

JADA及びスポーツ団体は、競技者等に対する禁止物質及び禁止方法の入手、使用及び所持を防止し、又は制限するための必要な措置を講じる。具体的には、競技者及び競技者支援要員向けの服用可能薬データベースの構築、教育教材の作成などを行う。

また、JADAは、競技者が治療などの正当な目的として禁止物質及び禁止方法を使用する場合には、競技者によるTUEの手続きが適切に行われるよう競技者及びスポーツ団体に対し、指導及び周知を図る。

(3) 栄養補給剤に関する情報提供及び指導

JADAは、スポーツ団体等への栄養補給剤に関する情報提供に努めるとともに、スポーツ団体は、その情報を活用した競技者等に対する指導を行う。

なお、JADAは、必要に応じて、競技者等に対する指導を行う。

(4) ドーピング違反に対する制裁の実施

- (a) ドーピング違反競技者及び競技者支援要員への制裁

JADA及びスポーツ団体は、競技者及び競技者支援要員に対して、ドーピング違反が疑われた場合、規律パネルが主催する公正な聴聞会を受ける権利に関する情報を事前に提供しなければならない。

JADAはドーピング違反があったと判断した場合、規律パネルに通知するものとする。

規律パネルは、JADAが定める国内ドーピング防止規則に基づき、競技者及び競技者支援要員に対する聴聞会を経た後、違反が発生したか否かを判断する。違反が発生していた場合、ドーピング違反競技者及び競技者支援要員に対する資格停止など制裁内容を決定し、JADA及びスポーツ団体に通知するものとする。

上記決定を受け、スポーツ団体においては、規律パネルが決定した制裁内容を実施する。

なお、JADAは、規律パネルが決定した判断及び制裁内容に対して、日本スポーツ仲裁機構に不服申立てを行うことができることを広く競技者、競技者支援要員及びスポーツ団体に対して周知するものとする。

(b) ドーピング違反競技者、競技者支援要員等に対する財政支援等の停止

JADAは、ドーピング違反による制裁決定後、資格停止を受ける競技者及び競技者支援要員に係る情報（氏名、所属スポーツ団体、処分内容、検出禁止物質、資格停止期間等）を文部科学省及び助成金交付団体等に対して通知するものとし、通知を受けた文部科学省及び助成金交付団体等は、資格停止を受けた競技者及び競技者支援要員の資格が停止されている間、財政支援を停止するなど適切に対応する。

文部科学省及び助成金交付団体等は、WADA規程又は本ガイドラインをスポーツ団体等が遵守していないと認められる場合、当該団体に対する財政支援その他の支援の一部又は全部を停止するなど、適切に対応する。

5. ドーピング防止に関する教育及び研修

(1) 教育及び研修の実施

(a) スポーツ愛好者など広く国民一般に対する教育

JADAは、ドーピング防止に関する意識向上が図られるよう、スポーツ愛好者など広く国民一般に対して次に掲げる事項に関して教育・啓発を実施する。

- ・スポーツにおける倫理的価値に対するドーピングの害

- ・ドーピングの健康に対する影響

(b) 競技者及び競技者支援要員に対する教育・研修

JADA、スポーツ団体、都道府県等は、特に競技者及び競技者支援要員に対して、(a)に掲げる事項に加えて、次に掲げる事項に関しても教育・研修に係る事業を継続的に実施する。

- ・ドーピング・コントロールの手續
- ・ドーピング防止に関する競技者の権利及び責任
- ・禁止表及び治療目的使用に係る除外措置
- ・栄養補給剤に関する情報

(2) 教育及び研修への参加・協力等

JADA、スポーツ団体、都道府県等は、競技者及び競技者支援要員が、ドーピング防止の推進を目的としたシンポジウムや研修会などに積極的に参加するよう奨励する。

JADAは、スポーツ団体との協力を通じて、実効的なドーピング防止計画に関する情報、専門知識及び経験の共有を図る。

第Ⅱ章 国内におけるドーピング防止活動の推進に資する取組

1. プロスポーツ団体のドーピング防止に関する取組

プロスポーツについては、青少年のスポーツへの関心を高め、スポーツの裾野を広げる役割を果たすなど、社会に与える影響が大きいこと、また、国際的な規模のスポーツ競技大会において、プロスポーツの競技者が参加できる競技が増加しているなどの状況にかんがみ、各プロスポーツ団体においては、ドーピング防止に関する適切な行動規範などを定め、ドーピング防止活動に努める。

2. ドーピング防止に関する研究

(1) ドーピング防止に関する研究の促進

JADA、スポーツ団体、大学、研究機関等は、以下の事項に関するドーピング防止に関する研究が促進されるよう努める。

(a) ドーピングの予防、物質の検出方法、行動的及び社会的問題並びに健康に対

する影響に関する研究

- (b) 人間の尊厳及び人権を尊重し、科学的な知見に基づく生理学的及び心理学的計画を企画立案する方法及び手段に関する研究
- (c) 科学的な発展により新たに発見された物質及び方法の使用に関する研究

(2) ドーピング防止に関する研究の性質

(1) に掲げるドーピング防止に関する研究を実施するにあたっては、以下の点に配慮する。

- (a) 国際的な倫理的慣行を遵守すること。
- (b) 競技者に対する禁止物質の投与、使用及び禁止方法の使用を回避すること。
- (c) 研究成果の悪用又はドーピングへの応用を防止するための予防措置を講じること。

(3) ドーピング防止に関する研究成果の共有

(1) に掲げるドーピング防止に関する研究を実施する者は、国際的なドーピング防止活動の促進の観点から、国内で実施されたドーピング防止に利用可能な研究成果を、国内外の法令等を遵守した上で、諸外国及びWADAとの間で共有するよう努める。

(4) スポーツ科学に関する研究

JADA、スポーツ団体、大学、研究機関等は、国内の研究者がWADA規程に従って、スポーツ科学に関する研究を実施するよう奨励する。

さらに、スポーツ団体及び競技者支援要員においても、WADA規程に適合するスポーツ科学に関する研究を積極的に実施することが望ましい。

3. ドーピング防止活動における国際協力

(1) ドーピング防止機関、スポーツ団体間における協力

JADA及びスポーツ団体は、他の締約国の管轄するドーピング防止機関及びスポーツ団体相互間における協力関係を推進する。

(2) ドーピング・コントロールにおける国際協力

JADAは、競技者に無通告で検査が行われ、検体が分析のための認定試験所へ円

滑に輸送される場合にのみ効果的であると認識し、以下の点に努める。

- (a) 競技者が国内外を問わず、ドーピング防止機関によるドーピング・コントロールを受け入れ、ドーピング・コントロールが円滑に実施されるよう競技大会の主催者及びスポーツ団体に働きかけること。
- (b) 検体の安全性及び信頼性を確保し、国境を越える発送又は運搬が速やかに行われるよう協力すること。
- (c) ドーピング防止機関が実施する様々なドーピング・コントロールに関する国際的な協調を支援し、WADAへ協力すること。
- (d) 自国の認定試験所と他国の認定試験所との間の協力を促進すること。他国において新たに認定試験所を設立する際に、要望があれば、必要な経験及び技術支援などを行うよう奨励すること。
- (e) 他国のドーピング防止機関と相互の検査に関する手続きについて定めること。